

令和2年度福島県立ふたば未来学園寄宿舎及び中学校給食業務仕様書実施細目

この実施細目は、「福島県立ふたば未来学園寄宿舎及び併設中学校給食業務委託仕様書」の「8 業務の詳細」を示すものである。

1 受託者の基本事項

- (1) 食堂業務の実施に当たり業務責任者1名を常勤させ、食品衛生法その他学校給食運営に関する関係法令を遵守するとともに、教育機関における給食業務であることを十分に認識し、その品位及び秩序を乱すことがないように努め、最善の努力をしなければならない。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可申請をする場合、当該委託業務の受託者の商号又は名称及び代表者氏名を使用するものとする。ただし、このことにより当該食堂の営業権を受託者が取得したものと解してはならない。
- (3) (2) の営業許可又はその変更許可を受けた場合には、遅滞なくその旨を委託者に報告しなければならない。
- (4) 納入業務を実施するための商取引は、受託者の商号又は名称及び代表者氏名で行うものとし、委託者名を使用しないこと。
- (5) 代金の支払いその他対外関係において、委託者の信用を損なう行為をしてはならない。

2 業務の分担

委託者及び受託者が行う業務については、別紙1のとおりとする。ただし、そこに記載のないものについて、当該業務の実施に関して委託者より必要により業務の指示を行うことがあり、受託者はその指示に従うこととする。

3 献立作成作業

- (1) 相当な実務経験を有する栄養士有資格者を常勤させ、学校給食提供日以外の昼食以外の寄宿舎食事に係る献立作成を行うこととする。
- (2) 当学校の特色の1つであるビクトリープログラム及びトップアスリート系列の生徒は、スポーツ栄養学的観点でカロリーや栄養のバランスがとれた組合せのアスリート食メニューとし(別紙2参照)、アカデミック系列及びスペシャリスト系列の生徒は、日本人の食事摂取基準を基に適切な栄養量が摂取できるようなメニューとする(別紙3参照)。また、積極的に旬の食材を使用し、インスタント食品及び化学調味料は極力使用しない献立の作成をすること。
- (3) 献立表は1か月単位で作成することとし、毎月10日までに委託者が翌月の学校給食提供日の昼食献立を受託者に提出すること。また受託者はそれを受領次第、翌月の学校給食提供日以外の昼食以外の献立を作成し、毎月25日までに委託者に提出し、承諾を受け実施するものとする。
- (4) 毎月1度、委託者及び受託者による献立に関する会議を実施するものとする。なお、場所及び日時は委託者及び受託者協議のうえ決定する。
- (5) 諸事情により献立を変更する場合は、実施日の3日前までに委託者に申し出て、指示を受けて変更を実施するものとする。

(6) 受託者は、1週間毎にその週の献立の栄養給与状況を栄養出納表において算出して報告すること。

(7) アレルギー食に対応するため、えび、かに、落花生（ピーナッツ）、そばについては献立作成上取り入れないこととする。なお、他の食材についても配慮のうえ献立作成を行うものとする。

4 食材の発注及び検収

(1) 学校給食提供日の昼食の食材は委託者が選定し発注し、それ以外に使用する食材は受託者が選定し発注する。

(2) 食材の検収はすべて受託者が行う。食材の検収伝票は、寄宿舎生食事の食材と中学校給食の食材を分けて管理し、当該月の食材価格の合計額が、当該月の給食費の合計額を下回らないようにすること。

(3) 検収を行った食材は、学校給食提供日昼食用の食材とそれ以外に分けて、適切な方法で管理すること。なお、受託者の責に帰する事由により食材が使用不可となる等の事態が生じた場合、これを同等の食材で保証しなければならない。

5 調理作業

(1) 食事全般に関すること

ア 作業時には調理師有資格者を常駐させるものとする。

イ 献立表に基づき適切な調理作業を行うこと。また、調理食品の適正温度の確保に努めること。

ウ 廉房内の非汚染作業区域での調理作業について、朝食・昼食・夕食のうち2つ以上を混在させて行うことがないよう留意すること。

エ 食材については、品質を厳選の上、季節に応じた新鮮なものを使用すること。また、冷凍食品は極力使用しないよう努め、冷凍食品を使用する場合は品質の安全に十分留意すること。

オ アレルギー食の調理に関しては、基本的にアレルギー室で調理を行うものとし、適切な使用が行われるよう留意すること。

カ 調理終了後2時間以内に生徒が食事を摂ることができるよう作業を行うこと。

(2) 学校給食提供日の昼食に関すること

ア 委託者より提出された献立表および調理業務指示書を見て、作業工程表及び作業動線図を作成する。

イ 委託者が作成した献立表及び調理業務指示書に従い調理する。

6 配膳等

(1) 海風寮内食堂、立志寮内食堂、高校学校食堂（高校寄宿舎生徒が利用）

受託者が食器に盛り付けのうえ配膳する。ただし、御飯及び味噌汁は生徒のセルフサービスとする。また、寮で提供する御飯と味噌汁については、御代りができるようになること。

なお、下膳は、指定された場所へ生徒が各自行うものとする。

(2) 中学給食

学校ワゴンプールから受託者が給食を運搬し、給食時間5分前に担当教職員に受け渡す。なお、

受け渡し場所については別紙4のとおりとし、校内の運搬カートは委託者が用意する。給食後、生徒が配膳室へ食缶、食器等を戻す。

(3) 共通事項

自動給茶機を海風寮内食堂、立志寮内食堂に各1つずつ、高校食堂に2つ設置おり、その自動給茶機が問題なく稼働するよう、適宜茶葉の補充を行うこと。なお、お茶は生徒のセルフサービスとする。

7 残飯及び残菜の処理について

- (1) 食事の残飯及び残菜の量を計量すること。計量については、中学校給食はクラス別かつ料理別とし、それ以外は総量とすること。なお、計量器は委託者が用意する。
- (2) 受託者は、上記(1)の結果を毎日とりまとめ、委託者に翌日までに報告すること。なお、報告様式は任意とする。
- (3) 計量後の残飯及び残菜の処理は、適切に廃棄すること。

8 食器等洗浄・保管

(1) 海風寮食堂

海風寮内の洗浄室で洗浄したうえで、海風寮内の保管庫で保管すること。

(2) 立志寮食堂

立志寮内の洗浄室で洗浄したうえで、立志寮内の保管庫で保管すること。

(3) 高校学校食堂及び中学給食

食器は学校校舎内洗浄室で洗浄したうえで、学校内の保管庫で保管すること。食缶は、海風寮内の洗浄室に配送し、洗浄したうえで、海風寮内の保管庫で保管すること。

9 施設・設備

- (1) 調理業務等は、学校及び寄宿舎の施設、設備その他調理器具を委託者が受託者に対し無償で使用許可し行う（施設、設備、調理器具等は別表のとおり）。
- (2) 施設・設備は、その使用目的の特殊性から、関連法令及び行政指導に基づき、常に衛生的に保持しなければならない。
- (3) 食堂及び厨房は、常に清潔を保ち、器具及び容器等の衛生保持に努めること。
- (4) 厨房の調理機器内には、食品残滓がないよう十分に洗浄及びメンテナンスを行い、円滑な調理ができるよう日常管理すること。
- (5) 厨房の調理機器及び器具類は、常に清潔を保持するよう洗浄及び消毒を行い、特に頻繁に触れる取手等は入念に行うこと。
- (6) 厨房の天井及び壁面、機器類の表面及び上・底面は、月1回以上定期的に清掃を行うこと。
- (7) グリストラップには、生ゴミや残飯を溜めないようバスケット内を毎日清掃すること。また、下水道に油脂や残飯が流れないよう毎月1回以上グリストラップ内の沈殿物を除去すること。
- (8) 施設・設備の破損及び機器類の故障等は、速やかに委託者に報告し、対応策を講じること。
- (9) 厨房内の施設・設備、機器の管理及び衛生状況について、毎日適正な点検を実施し、自主管理

点検記録表を作成すること。点検の結果、不良と認められた箇所については、迅速に改善措置を講じ、適正管理及び環境保持に努めること。

(10) 施設・設備において、不測の事故が生じた場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

10 衛生管理

- (1) 従業員の健康状態には常に留意し、伝染病患者はもとより、下痢症、化膿症及びこれらの疑いがある者並びに委託者から特に指示を受けた者を業務に従事させないこと。また、これらの症状及び疑いの症状がある者が生じた場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 従業員は、常に被服を清潔に保ち、頭髪は帽子及び三角巾等で完全に覆い、手指は消毒等により清潔すること。なお、厨房等で着用する白衣、帽子等については、海風寮事務室内に設置してある洗濯機にて洗浄、乾燥し、前室内に設置してある殺菌庫にて保管すること。
- (3) 従業員は、調理開始前、用便後、汚物取扱い後及び配膳前の完全手洗いを励行すること。
- (4) 手洗い設備には、ブラシ、石鹼、逆性石鹼及びペーパータオル等を備え付けること。
- (5) 調理時には使い捨てマスク及び手袋を使用し、盛付けの際は箸、スプーン、トング等を用いること。
- (6) 従業員の手、指に傷がある場合又は絆創膏等で保護をしている場合は、全作業に使い捨て手袋を着用させること。
- (7) 食器類は、使用の都度殺菌消毒を行うこと。
- (8) 厨房内は常に清潔を保ち、防虫・防鼠等の措置を講じた上、食材を衛生的に保管すること。
また、害虫駆除等の実施についてはその記録を保管し、委託者の指示があればそれに従うこと。
- (9) 厨房及び食堂の大掃除については、夏季休業時、冬季休業時及びその他可能な時期に行うこと。
- (10) 排水溝等は常に清掃を行い、食物残滓の滞留、悪臭が出ない清潔な状態を保持すること。
- (11) 残飯・残菜その他汚物については、責任をもって処理し、絶対に放置しないこと。やむを得ず一時保管する場合は、蓋付き容器を使用すること。
- (12) 換気設備（網戸、換気扇）は、毎月1回以上水拭き清掃を行うこと。
- (13) 冷蔵庫、冷凍庫、食品戸棚及び調理機器等は、毎月1回以上、消毒液や温湯で清拭し、衛生的な状態を維持すること。
- (14) 調理機器、用具、戸棚及び引出しの中は、常に整理整頓すること。
- (15) 従業員に対して、学校給食衛生管理基準に基づき健康診断を年3回以上（実施は各学期1回とする。うち1回は労働安全衛生法に基づく健康診断。）、検便検査（O-157を含む。）を月2回以上実施すること。また、ノロウイルス検査を年1回（12月もしくは1月に行うこと。）実施すること。なお検査結果については、委託者に遅滞なく報告すること。
- (16) 納品業者に対しては、O-157及び必要に応じノロウイルス等の細菌検査報告書を隨時提出させ、保管すること。
- (17) 厨房業務従事者以外の者を厨房に入れないこと。ただし、委託者又は関係機関の検査等が必要がある場合を除く。
- (18) 衛生管理については、法令に定める事項及び関係官公庁の指示を遵守すること。
- (19) 水道水の水質検査を、次のとおり始業前、作業中、作業後の3回実施すること。

ア 検査対象

厨房内 1 か所の水栓の水

イ 検査内容

- (ア) 色（無色であれば正常）
- (イ) 濁り（透明であれば正常）
- (ウ) 残留塩素濃度（0.1mg/L 以上であれば正常）

※ 残留塩素濃度測定には、DPD 比色測定器と同等以上で、かつ関係法令に遵守した機器を使用すること。また、測定結果については記録を残しておき、いつでも閲覧できるようにしておくこと。なお、上記の検査結果に異常があった場合はすみやかに対応し、当学校職員へ連絡すること。

11 検食

受託者は、調理された食事について、校長またはその代理人の検食、評価を受けるとともに、その結果について業務の参考とすること。検食は、生徒の食事摂食 30 分前までに完了できるように調理、配膳等を行うこと。なお、検食の時間が前後する場合には委託者へ報告すること。また、万一異常があった場合は、委託者の指示に従い対応すること。なお、検食のための費用は委託者が負担する。

12 保存食

- (1) 提供する食事は、原材料及び調理済食品を各々 50 g 程度ずつビニール袋に密封して入れ、マイナス 20 ℃以下の冷凍庫内で 2 週間保存すること。
- (2) 原材料は、特に洗浄・消毒等を行わず、購入した状態で保存すること。

13 行事及び特別食

- (1) 学校行事及び課外教育活動等のため弁当を必要とする場合は、委託者の申し出により、該当生徒に対して弁当を作ること。
- (2) 食事制限のあるアレルギー体質の生徒については、別紙 5 のとおりであり、アレルギー対応食がある場合は、委託者による個別指示により、受託者はその食材の除去及び代替等を行う。

14 その他

- (1) 業務責任者は、他の従業員の労務管理、業務の管理指導、保健衛生の管理、施設等の保全、食材の管理等を行わなければならない。
- (2) 従業員に対しては、定期的に衛生面及び技術面の教育・訓練を実施し、業務の向上を図ること。
- (3) 食堂利用が生徒の生活指導の一環であることを認識し、従業員に趣旨を徹底させるとともに、サービスの向上に絶えず努力すること。
- (4) 食事に起因する食中毒、伝染病及び死亡等の被害を与えた場合は、被害者に対して誠意をもってその損害を賠償すること。（生産者賠償責任保険に加入すること。）
- (5) 節電及び節水並びに業務の効率化・合理化の措置を講じなければならない。

- (6) 従業員の雇用に当たっては、健康診断、検便等を行い、健康に異常がなく、身元が確実な者を雇用すること。
- (7) 契約時に従業員名簿を委託者に提出すること。なお、契約期間中に提出した名簿に変更があった場合は、速やかに変更後の名簿を提出すること。
- (8) 業務責任者、栄養士及び調理師等業務実施体制に変更が生じる場合は、急遽変更しなければならないやむを得ない事情が生じた場合を除き、少なくとも変更の1ヶ月前までには委託者に協議すること。なお、変更にあたっては、業務に支障がないよう十分に引き継ぎを行うこと。
また、変更後は速やかに委託者へ通知すること。
- (9) 委託者が不適切と認めた従業員が生じた場合は、直ちに受託者の責任において善処すること。
- (10) 従業員の労働争議行為等により食堂業務が停止されるおそれがあるとき、又は調理機器等に不測の事態が生じたときは、直ちに委託者に連絡するとともに、食事の提供に支障が生じないよう措置を講じること。
- (11) 寄宿舎内食堂・厨房に火気取締責任者を置き、火災の予防及び防犯については万全を期し、毎日業務終了時には施設・設備等について異常がないことを確認すること。
- (12) 1日の業務終了時には、業務日誌を記録すること。
- (13) 委託者は、必要に応じて隨時検査等を行うことができる。
- (14) 業務の実施に当たっては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針、食品衛生法、安全衛生管理に関する学校給食法等の法令等を遵守すること。
- (15) 献立の内容や食事の充実、食事代金のうち欠食に係る部分の使用用途等、食事内容の改善のため、隨時学校教員との打合せを行うこと。打合せの場所や時間等は委託者と受託者の協議のうえ決定する。
- (16) この実施細目に記載がない事項及び変更の必要があると思われる事項については、その都度、委託者と受託者で協議するものとする。

業務区分表

別紙1

区分	業務内容	学校	業者	備考
栄養管理	給食運営の総括	(◎)	(○)	
	給食委員会の開催、運営	(◎)		
	学校関係部門との連絡、調整	(◎)	(○)	
	献立表作成基準（特別食を含む）の作成	(◎)		
	献立表の作成、発行（学校休業日等以外の昼食）	(◎)		
	献立表の作成、発行（学校休業日等以外の昼食以外）		(◎)	
	献立表（学校休業日等以外の昼食以外）の確認及び承認	(◎)		
	食数（特別食を含む）の指示、管理	(◎)		
	嗜好調査、喫食調査等の企画、実施	(◎)	(○)	
	検食の実施、評価	(◎)		
調理作業	給食関係の書類等の作成、提出、管理等	(◎)	(○)	
	標準作業書、指示書の作成（特別食等の調理に対する指示を含む）	(◎)		
	作業工程表、作業動線図の作成		(○)	
	作業工程表、作業動線図の確認	(◎)		
	作業実施状況の確認	(◎)	(○)	
	調理		(○)	
	海風寮内厨房からの配送及び荷下し		(○)	
	盛付け	(◎)	(○)	※注3
	配膳、下膳（配送、回収）	(◎)	(○)	※注3
	洗浄、消毒		(○)	
業務管理	残食等廃棄物処理		(○)	
	調理室内、食品等の管理記録簿等の作成		(○)	
材料管理	調理員勤務表の作成		(○)	
	調理員勤務表・勤務状況の確認	(◎)		
施設等管理	食材納品業者の選定及び契約（学校休業日等以外の昼食）	(◎)		
	食材納品業者の選定及び契約（学校休業日等以外の昼食以外）		(○)	
	食材の選定、発注（学校休業日等以外の昼食）	(◎)		
	食材の選定、発注（学校休業日等以外の昼食以外）		(○)	
	食材の検収		(○)	
	食材の管理		(○)	※注4
	食材の出納事務（学校休業日等以外の昼食）	(◎)		
	食材の出納事務（学校休業日等以外の昼食以外）		(○)	

区分	業務内容	学校	業者	備考
衛生管理	衛生面の遵守事項	◎	◎	
	材料の衛生管理		◎	
衛生管理	施設、設備（調理器具、使用食器、消耗品等）の衛生管理		◎	
	衣服、作業者等の清掃保持状況等の確認		◎	
	保存食の採取、保存、記録		◎	
	保存食の採取、保存、記録の確認	◎		
	納入業者に対する衛生管理の指示（学校給食日等以外の昼食）	◎	○	
	納入業者に対する衛生管理の指示（学校給食日等以外の昼食以外）	○	◎	
	定期及び日常の衛生検査の点検表による点検、確認	◎		
	食品等の自主衛生検査の実施、報告		◎	
	食品等の自主衛生検査の実施状況等の確認	◎		※注5
	食材の検査の実施、報告		◎	※注5
食に関する指導	食材の検査の実施状況等の確認	◎		
	緊急対応を要する場合の指示	◎		
研修等	食育全体計画の作成	◎		
	食育全体計画に基づいた献立作成及び指導	◎	○	
労働安全衛生	調理従事者等に対する研修等の実施	◎	◎	
	研修実施結果等の報告		◎	
	研修実施結果等の確認	◎		
その他	健康管理計画の作成		◎	
	定期健康診断の実施、報告		◎	
	健康診断結果の保管		◎	
	健康診断実施状況等の確認	◎		
	検便の定期実施、報告		◎	
	検便結果の保管		◎	
	検便結果の確認	◎		
その他	事故防止対策の策定	◎	○	
	生徒からの給食費、食費の徴収に関すること	◎		

注1 ◎：業務主担当、○：業務副担当（主担当の責任のもと業務に協力）

注2 業務内容の詳細については、給食責任者の指示により確認をすること。

注3 立志寮内食堂はビュッフェ方式とし、食事の準備、補充を行い、配膳は不要とする。

注4 管理の際は、学校休業日等以外の昼食の食材とそれ以外の食材を分けること。

注5 食品衛生法第50条第2項及び福島県食衛生法施行条例第2条。

注6 検査は「別記 食材の点検について」により実施すること。

注7 その他当該業務の実施に関して、委託者より必要な指示を行う。

男子(中高アスリート)一日あたり

女子(中高アスリート)一日あたり

エネルギー比(%)	エネルギー	3500 kcal	備考	エネルギー比(%)	エネルギー	2800 kcal	備考
13～20	たんぱく質	114～175 g	目標量	13～20	たんぱく質	91～140 g	目標量
50～65	炭水化物	438～569 g	目標量	50～65	炭水化物	350～455 g	目標量
20～30	脂質	78～117 g	目標量	20～30	脂質	62～93 g	目標量
	レチノール当量	1020 μg	推奨量の20%増		レチノール当量	810 μg	推奨量の20%増
	ビタミンB1	1.74 mg	推奨量の20%増		ビタミンB1	1.50 mg	推奨量の20%増
	ビタミンB2	1.98 mg	推奨量の20%増		ビタミンB2	1.68 mg	推奨量の20%増
	ビタミンC	120 mg	推奨量の20%増		ビタミンC	120 mg	推奨量の20%増
	ビタミンD	10.0 μg	目安量の20%増		ビタミンD	10.8 μg	目安量の20%増
	ビタミンE	8.2 mg	目安量の20%増		ビタミンE	7.0 mg	目安量の20%増
	カルシウム	1170 mg	推奨量の30%増		カルシウム	943 mg	推奨量の30%増
	マグネシウム	390 mg	推奨量の20%増		マグネシウム	360 mg	推奨量の20%増
	鉄	13.0 mg	推奨量の30%増		鉄	14.7 mg	推奨量(月経あり)の30%増
	塩分	9.0 g未満	目標量の20%増		塩分	7.8 g未満	目標量の20%増
	食物繊維	21.6 g以上	目標量の20%増		食物繊維	21.0 g以上	目標量の20%増

男女平均(中高アスリート)一日あたり

男女平均(中高アスリート)学校給食に基づいた1食あたり

エネルギー比(%)	エネルギー	3150 kcal	備考	エネルギー比(%)	エネルギー	1050 kcal	備考
13~20	たんぱく質	103~158 g	目標量	13~20	たんぱく質	34~53 g	3分の1
50~65	炭水化物	394~512 g	目標量	50~65	炭水化物	131~171 g	3分の1
20~30	脂質	70~105 g	目標量	20~30	脂質	23~35 g	3分の1
レチノール当量	915 μg	推奨量の20%増		レチノール当量	305 μg	3分の1	
ビタミンB1	1.62 mg	推奨量の20%増		ビタミンB1	0.54 mg	40%	
ビタミンB2	1.83 mg	推奨量の20%増		ビタミンB2	0.61 mg	40%	
ビタミンC	120 mg	推奨量の20%増		ビタミンC	40 mg	3分の1	
ビタミンD	10.4 μg	目安量の20%増		ビタミンD	3.5 μg	3分の1	
ビタミンE	7.6 mg	目安量の20%増		ビタミンE	2.5 mg	3分の1	
カルシウム	1057 mg	推奨量の30%増		カルシウム	529 mg	50%	
マグネシウム	375 mg	推奨量の20%増		マグネシウム	150 mg	3分の1	
鉄	13.9 mg	推奨量の30%増		鉄	5.6 mg	50%	
塩分	8.4 g未満	目標量の20%増		塩分	2.8 g未満	3分の1	
食物繊維	21.3 g以上	目標量の20%増		食物繊維	8.5 g以上	3分の1	

- 1)年齢・性別・運動量から、身体活動レベルⅢの推定必要エネルギー量を参考とした。(日本人の食事摂取基準2015年より)
 - 2)スポーツ選手のたんぱく質量は通常の1.3~1.5倍必要なため、エネルギー量を調整。
 - 3)算出したエネルギー量をPFC比率で配分し、各必要エネルギー量を計算。
 - 4)各栄養素について、一日に必要なg数を計算。
 - 5)栄養量は、20%増で計算。特に、寮生として不足しがちなカルシウムと鉄については30%増とし、基準値とした。

男子(中高一般生)一日あたり

女子(中高一般生)一日あたり

エネルギー比(%)	エネルギー	2700 kcal	備考	エネルギー比(%)	エネルギー	2350 kcal	備考
13~20	たんぱく質	88~135 g	目標量	13~20	たんぱく質	76~118 g	目標量
50~65	炭水化物	338~439 g	目標量	50~65	炭水化物	294~382 g	目標量
20~30	脂質	60~90 g	目標量	20~30	脂質	52~78 g	目標量
	レチノール当量	850 μg	推奨量		レチノール当量	675 μg	推奨量
	ビタミンB1	1.45 mg	推奨量		ビタミンB1	1.25 mg	推奨量
	ビタミンB2	1.65 mg	推奨量		ビタミンB2	1.40 mg	推奨量
	ビタミンC	100 mg	推奨量		ビタミンC	100 mg	推奨量
	ビタミンD	8.5 μg	目安量		ビタミンD	9.0 μg	目安量
	ビタミンE	6.8 mg	目安量		ビタミンE	5.8 mg	目安量
	カルシウム	900 mg	推奨量		カルシウム	725 mg	推奨量
	マグネシウム	325 mg	推奨量		マグネシウム	300 mg	推奨量
	鉄	12.0 mg	推奨量の20%増		鉄	13.6 mg	推奨量(月経あり)の20%増
	塩分	7.5 g未満	目標量		塩分	6.5 g未満	目標量
	食物繊維	18.0 g以上	目標量		食物繊維	17.5 g以上	目標量

男女平均(中高一般生)一日あたり

男女平均(中高一般生)学校給食に基づいた1食あたり

エネルギー比(%)	エネルギー	2525 kcal	備考	エネルギー比(%)	エネルギー	842 kcal	備考
13～20	たんぱく質	82～126 g	目標量	13～20	たんぱく質	27～42 g	3分の1
50～65	炭水化物	316～410 g	目標量	50～65	炭水化物	105～137 g	3分の1
20～30	脂質	56～84 g	目標量	20～30	脂質	19～28 g	3分の1
レチノール当量	763 μg	推奨量		レチノール当量	254 μg	3分の1	
ビタミンB1	1.35 mg	推奨量		ビタミンB1	0.45 mg	40%	
ビタミンB2	1.53 mg	推奨量		ビタミンB2	0.51 mg	40%	
ビタミンC	100 mg	推奨量		ビタミンC	33 mg	3分の1	
ビタミンD	8.8 μg	目安量		ビタミンD	2.9 μg	3分の1	
ビタミンE	6.3 mg	目安量		ビタミンE	2.1 mg	3分の1	
カルシウム	813 mg	推奨量		カルシウム	407 mg	50%	
マグネシウム	313 mg	推奨量		マグネシウム	125 mg	3分の1	
鉄	12.8 mg	推奨量の20%増		鉄	5.1 mg	50%	
塩分	7.0 g未満	目標量		塩分	2.4 g未満	3分の1	
食物繊維	17.8 g以上	目標量		食物繊維	7.1 g以上	3分の1	

1)食事による栄養摂取量の基準(厚生労働省)を参照とした。(日本人の食事摂取基準2015年より)

2) 推定エネルギー必要量は、身体活動レベルⅡを参考とした。

3) 各栄養素について、一日に必要なg数を計算。

4)特に、寮生として不足しがちな鉄については20%増とし、基準値とした。

学校休業日等以外の昼食に係る食事の配膳場所及び配膳方法等

学年	受け渡し場所	配膳場所	配膳方法	備考
中学1年生	食堂 (校舎F棟地下1階)	食堂 (校舎F棟地下1階)	生徒	食事は受け渡し場所にて教職員へ受け渡すこと
中学2年生	ワークスペース2 (校舎B棟2階)	多目的スペース2 (校舎B棟2階)	生徒	食事は受け渡し場所にて教職員へ受け渡すこと
中学3年生	食堂 (校舎F棟地下1階)	食堂 (校舎F棟地下1階)	生徒	食事は受け渡し場所にて教職員へ受け渡すこと
高校生	パントリー (校舎F棟地下1階)	食堂 (校舎F棟地下1階)	受託者 (ただし、ご飯のみ生徒自身が配膳する。)	

アレルギー該当食品及び該当人数一覧

別紙 5

